

第5号様式(第7条関係)

会議録

| | |
|---|---|
| 会 議 の 名 称 | 令和元年度第3回清須市国民健康保険運営協議会 |
| 開 催 日 時 | 令和2年1月22日(水)午後3時00分 |
| 開 催 場 所 | 清須市役所(北館)2階 第3会議室 |
| 議 題 | 1 開会 2 議事 (1) 令和2年度 清須市国民健康保険税の改正について(諮問) (2) その他 3 閉会 |
| 会 議 資 料 | 会議次第 委員名簿 配席図 資料1-1 清須市国民健康保険税率改正について 資料1-2 モデルケースにおける保険税額 今後の開催予定 |
| 公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由) | 公開 |
| 傍 聴 人 の 数 (公開した場合) | 1名 |
| 出 席 委 員 | 公益代表:秋田委員、飯田委員、河野委員 保険医等代表:小川委員、宮田委員 被保険者代表:岡田委員、武田委員、水野委員 |
| 欠 席 委 員 | 鬼頭委員 |
| 事 務 局 | (市民環境部 保険年金課) 栗本部長、篠田課長、渡邊国民健康保険係長、 竹嶋主査、 |
| <p>会議の経過《意見の要旨》</p> <p>●事務局</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から、「令和元年度第3回清須市国民健康保</p> | |

「国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

私は、司会を務めさせていただきます、保険年金課の渡邊でございます。

会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしてあります配布資料一覧に沿って資料の確認をさせていただきます。なお、各資料の右上に通し番号を記載しております。

1. 国民健康保険運営協議会式次第
2. 国民健康保険運営協議会委員名簿
3. 配席図
5. 資料1-1
6. 資料1-2
7. 今後の開催予定

以上でございます。不足の資料等はございませんでしょうか。

なお、次回開催通知につきましても、お手元に置かせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。

本日は、鬼頭委員が欠席されております。

本協議会は、清須市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、委員の過半数以上の出席があり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立していることをまずご報告いたします。

本日の会議に入ります前に、委員の皆様にあらかじめご了承ください事項として、清須市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めております。この中で附属機関等の会議及び会議録は、清須市情報公開条例の規定に基づき非公開という扱いをしているものを除き、原則公開することとなっております。したがって、本協議会は公開とさせていただきます。

それでは、傍聴者がいらっしゃいますので、入場していただきます。しばらくお待ちください。

【傍聴者入場】

それでは、ただ今から、清須市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
開催にあたりまして、永田市長からご挨拶申し上げます。

【永田市長あいさつ】

●事務局

ありがとうございました。

続きまして、河野会長よりご挨拶をお願いします。

【河野会長あいさつ】

●事務局

ありがとうございました。

続きまして、次第2議事を始めます。

では、これからは、清須市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり会務を総理していただくこととなりますので会長に、議長をお願いいたします。

それでは、河野会長よろしくをお願いいたします。

●河野会長

それでは、清須市国民健康保険運営協議会規則に基づきまして、私がこの会議の進行を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には、清須市国民健康保険運営協議会規則第9条の規定により、飯田委員、宮田委員を指名いたします。

なお、議事録については、事務局で作成をお願いいたします。

ただ今から、議事に入らせていただきます。

議事(1)「令和2年度清須市国民健康保険税の改正について」、事務局からお願いいたします。

●事務局

それでは、ここで市長より諮問書を会長にお渡しさせていただきます。

この諮問書は、清須市国民健康保険運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、市長から運営協議会へ諮問を行うものです。

市長お願いします。

【永田市長 諮問書を読み上げ会長へ渡す。】

ありがとうございました。

諮問については、以上でございます。

これから議事に入りますが、市長は他の公務がございますのでここで退席させていただきます。

【永田市長 退席】

委員の皆様には、ただいまの諮問書の写しを手元に配布いたします。

●河野会長

それでは、「清須市国民健康保険税の改正について」の諮問を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【保険年金課長 趣旨及び内容説明】資料1-1、1-2

●河野会長

それでは、本件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

●委員

今回の説明で初めて「収納額」と「標準的な収納率」という言葉が出てきましたが、これについて説明願います。

●事務局

配布資料の5の資料1-1 1(3)をご参照いただき、まず調定額というのが、本市で課税した一世帯当たりのこれだけお支払いくださいという金額になります。それに対して収納額が実際にお支払いいただいた額になりますので、例えば一つの世帯に10万円ご請求させていただいた場合にそれをすべてお支払いいただいたとき収納率は100パーセントということになります。ただ、ご事情により一部しか払われない場合は収納額はどうしても下がりますので、そのときにその収納率というものが出てきます。

「標準的な収納率」は、これも毎年県より示される収納率のことで、県より示された標準保険税率で課税し、標準的な収納率の金額を確保出来れば、県より請求される事業費納付金の支払うことが可能となると想定し提示をされているものです。以上でございます。

●委員

資料1-1の2にある歳入歳出の表についてですが、これによると税率改正をしても、不足額が2億2千万円あるわけですが、これだけの収入不足がある状態で運営は大丈夫なのですか。

●事務局

資料1-1の2の表の歳入の3段目の繰入金（その他繰入金を除く）にあるように、いわゆる決算目的の繰入金は除いております。

それからすぐ下にある「繰越金」についてですが、これは前年度の収入から歳出を差し引いた残額を次年度に繰越すものですが、年度の決算を行って実際の金額が確定するため、収入に入れておりません。

資料では、2億2千8百万程不足になるとお示ししておりますが、実際には、「繰越金」を収入にいれると1億程度の不足となると見込んでおり、令和2年度については、この1億程度の不足額を一般会計より繰入することになると予測しております。

●委員

先程説明いただいた方式で、令和5年度まで、税率改正を行っていくということですが、今後の医療費の状況によっては、保険税がかなり上がる年もあるのではないのでしょうか。

●事務局

今回、この令和2年度の税率ですが、予想していたよりはかなり低めに設定されています。これは、県の標準保険税率が下がったこともあるのですが、その要因としましては納付金がかかなり下がっているということも一つの要因と考えておまして、まあ上がってはいるのですが、例年の上り幅よりは抑え気味かなという印象を持っております。

例えば、今のご指摘のとおり次年度に保険税が上がった場合のことも確かに予測はするのですが、現在、平成30年度から6か年をかけて税率改正を行っております。その6年で、規則的には前回の資料でお示ししましたように6分の1、5分の1、4分の1とやっていく方式は確かに決められてはいるのですが、状況によっては、例えば4分の1でなければいけないとか5分の1でなければいけないということではないので、その辺の調整はしていかなければならないのかなど、ただその場合は、皆様と協議させていただいて、決めていくことかなと考えております。

●委員

資料1-1の4に近隣市税率の比較がありますが、資産割、所得割はわかるのですが、資産割のない率が載っているのですが、どうすると税率がわかるのか。

●事務局

例えば、瀬戸市では資産割を課しておりません。

●委員

春日井市はどうか。

●事務局

春日井市はあります。

●委員

これはどうやって見るのか。

資産割の16.66パーセントというのが、どうやるとわかるのか。

●事務局

所得割というのは、所得に対して課税するものです。

資産割というのは、土地や家屋といった固定資産、都市計画税は除いておりますが、それに対しての課税となります。均等割が一人当たり、平等割が人世帯当たりの課税になります。

●委員

近隣の最高のところと最低のところを教えてください。

●事務局

本日は資料を持ち合わせていないので、またお示しさせていただきます。

●委員

それから近隣とあるが、なぜ一宮市がないのか

●事務局

私どもで近隣といいますと愛知県で分割して会議が行われていまして、その地区で見ましたので。一宮市の数字はもちろん把握しておりますので、また機会がありましたらお示ししたいと思います。

●委員

はい、お願いします。

●河野会長

他によろしいでしょうか。

それでは次回は、今までの審議内容を踏まえ、答申を行う訳ですが、これまでの審議内容を踏まえて、何かご意見等はございませんか。全員の方にお一人ずつ、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。遠慮なく事務局に申し出ていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、お一人ずつお願いします。

●委員

税の削減対策としては、資料1-1で説明があったとおりに思うが、実際に効果があるものなのかお尋ねしたい。

●事務局

資料5をご覧ください、こちらに保険税以外で得られる交付金等の収入ということで列記させていただいている説明をさせていただくと、平成30年度決算で言いますと、保険基盤安定負担金、いわゆる軽減に対する交付金は、2億1千万ほどあり未申告者が1人でも多く解消されれば交付金もより多く交付され、また不要な税額を課税及び収納する必要もなくなります。

ですので、私どもとしては一人でも多く未申告を減らすことで、この交付金を得られると考えております。

例えば先ほどの説明資料6のモデルケース【ア】の世帯をご覧ください。この世帯がどういった世帯かというと、所得が全くなく、7割軽減が申告すれば適用されるという世帯です。配偶者が未申告であった場合、軽減は対象外となり、令和元年度の税率にあてはめると年間税額は、79,900円となり、軽減対象とした税額23,900円との差額が56,000円ほど発生してしまいます。これを申告すれば軽減が適用され、この差額の56,000円に対し、全額というわけではありませんが、国・県より交付金が交付されることとなります。こういったことで申告をすれば交付金の方に反映もできますし、世帯も余分な税金を納めなくても済むということになりますので、こういったことを強化していきたいと考えております。

平成30年度は、800名ほどが未申告でしたので、ここから1人でも多く未申告者が減少すれば軽減対象となる世帯が増え、交付金も増加すると考えます。

保険者努力支援についても国でかなり力を入れており、予算も増額されていると聞いております。清須市の実績としましては、平成30年度は1千200万円くらいでありましたが、令和元年度は、2千万円を超える額が交付される予定です。

その他医療費削減のため、ジェネリック医薬品使用の周知や特定健診・特定保健指導の受診率向上に努め、疾病の早期発見早期治療が出来るようPRしていきたいと考えております。

●委員

健康保険は、暮らしの中で欠かせない制度なので、加入者皆さんで協力して、うまく運営していただけるようにして欲しいと考えております。

そのためには、多少の税率改正は必要ですが、年金暮らしの方も多く、生活に影響が出ることも事実ですので、市においては様々な努力や工夫をさせていただいているとは思いますが、急に高くならないようにしていただきたいと切実なお願いです。

●事務局

先ほどもご質問がありました通り、急激に上がる年も出てくるかと思うのですが、皆様と協議をして、できるだけ負担をかけないように税率改正を進めていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

●委員

税率の決め方については、平成30年度から6か年をかけ少しずつ標準保険税率に近づけていくという方針な訳ですから、特に異論はありませんが、やはり急に支払う額が上がると支払いが出来ない場合もあると思われるので、そのあたりを考慮にいらしていただき、税率改正を行っていただきたいと考えます。

それと資料1-1で気になったのですが、事業費納付金が仮係数の時から比べると2千700万円ほど減っていますよね。減れば国保税が安く済むのでよいのだが、何か減額となった要因はあるのですか。

●事務局

事業費納付金については県内の医療費総額に基づいて決めるのですが、仮係数時と本係数時同じで、被保険者数も同じで、愛知県に交付される国からの補助金が本係数の時点で少し増額となり、それに伴い事業納付金として集める額が減ったことによるものです。

県内の医療費総額、被保険者等は変わらないが、国の交付金等が多くなったことと、係数というものがあまして、国の示した係数が減少したことによって納付金も減額となったと聞いております。

●委員

収納率について、愛知県下94.14パーセントなのですが、清須市はもう少し何とかならないか、どうやってやられているのか、良い策があるのかないのかその辺をお聞きしたい。また、資料の1-1からみると一般会計繰り入れ2億2千万となっていますが、普通の労働保険2分の1負担から考えるとわずかな額だろうと思うのですが、そう思うとやはり市の財政力等も考えると、ある程度市の財政が豊かでないと一般会計の繰り入れは増やせない、故に個人負担が増えるから税率が上がってってしまうという関係という風に理解しておりますけども、そのあたりの策というものが何かないかお願いしたいと思いま

す。

●事務局

ご指摘のとおりいくら税率を上げても、収納がされなければあまり意味がありません。昨年度決算時の現年収納率は、93.29%でした。県の示す標準的な収納率92.99%を0.3%上回っており、金額にすると400万円程度超えておりました。

本年度も県の示す標準的な収納率93.58%を確保できるよう収納課を中心に臨戸徴収や電話による夜間の収納勧奨等の業務にあたっております。

国保側においても、窓口における口座振替の案内の徹底、保険給付費支給時に滞納があれば税を納めていただくよう案内の徹底、居所不明者の調査や他保険に加入していて国保に入ったままの方への資格喪失の勧奨を行っております。これにより資格を正しくできれば、その分余分な課税をしなくて済みますので、その分も収納率に影響してくるかと考えております。

これらのことを含め収納率の向上について引き続き努力して参りたいと考えております。

繰入金について、国保は昔と今では考えが違ってきているのかもしれませんが、本来は自主運営、まあ、税を入れずに独立で運営しなさいという観点があります。県が保険者となったことによってそれをより進めようと考えているような動きです。税を上げなさいという一方で、一般会計からの繰入金。いわゆる決算補填目的の繰り入れは0にしなさいということは国が言っております。

それに基づいて税改正についてご審議いただいているわけなんですけども、実際に繰入金は年々減ってきております。ただ加入者の方への負担が大きくなっているということは事実ですので、我々といたしましては、市でできることは少しでも、一つでも多くして行って、少しでも上がり幅を減らしていこうと考えておりますが、清須市は30年度の県統合になる前ですが、県下では本当に下の方の税率だったんですね。ですので県の標準税率との差がかなりあったわけですね。そうすると、県というか国がですね、将来的に標準保険税率ではなく統一税率、愛知県はこういうパーセンテージ、こういう均等割平等割でや

りなさいというようになる動きも多少ございます。そうなったときにこの低い税率のまま行くと、当然先ほどご指摘いただいたように跳ね上がってしまうということも出てきますので、今のうちに少しでも近づけておいて、そういう現象が起こらないようにしていきたいと考えておりますので、この税率改正を行っている次第です。以上でございます。

●委員

医療費が上がれば税が上がっていくことになるわけですが、そうしますと、やはり病気の早期発見ができれば医療費が下がるということになりますよね。

ですので市の健診や特定健診を少しでも多くも方に受けていただけるように市としてもっとPRをしていただいて、医療費の抑制に努めていただきたいと思っております。

●河野会長

本当に早期発見すると医療費の軽減にもつながっていくと思いますので、その辺またよろしく願いいたします。

●事務局

こちらから皆様にお願いといたわけではないのですが、やはり特定健診、非常に受診率が悪いです。ですので、ご近所の方、お友達もそうなのですが、なるべく受けていただくとういったことにつながりますので、またお声がけもよろしく願いいたします。

●委員

資産割を徐々に減らしていくということですね。4年間でなくすということで。現状ではこれ一覧を見るといちばんこの中では上になっているのですが、これは各市町村でそのように進めているということですよ。それでこの一覧を見ると資産割をこれまで課されていた方は、軽減されると思うのですが、これを見ると、計算するとそうあまりわかりませんよね。

●事務局

正直言いまして、今、資産割を課税しているわけですが、これだけで限度額を超過する方もみえます。まあ土地等をたくさん持ってみえる方は当然上がり

ます。

●委員

限度額があるということですね。

●事務局

5番の表の4番の賦課限度額というのがそれになるんですが、年間の限度額というのがありまして、これ以上は課税できません。それでも、土地だけで限度額となる方もけっこうみえます。それでこの資産割が例えば0になった場合、どうなるかといいますと、これは申し訳ない話なのですが、所得割、均等割、平等割にそれぞれその額が割り振られることになるので、その分も影響を及ぼすんですが、実をいうと資産割というのは市内に土地、家屋をお持ちの方にしか課税されていません。ですので清須市の方が名古屋市に土地を持っていても対象外となってしまうんですよ。それでこれは従来から不公平だろうと、そういった声も出ていまして、県の方も三方式を進めなさいと指導が出ておりますので、この資産割はなくしていこうということになっております。

●委員

まあ結局は資産を持っていた方はどちらかといえば少なめになって、持っていない方が上がる傾向にあるわけですね。

●事務局

資産割がある方で、所得が全くない方は軽減がかかっているんですがこの資産割で税が高くなっている方もみえるので、そういった観点からすると資産割というのは今の考えで行くとなくしていく方向のほうがよろしいのかなと。実際近隣市町村で課税しないところも結構あります。北名古屋市でいうと3年ほど前に廃止しております。

●委員

複雑というか難しくてよくわかりませんが毎日毎日診療していますと病気になってというより不安感で診察を受けられる方が多い気がします。実際に苦しいとか痛いとかではなくて不安で心配で。ですので行政にお願いしたいのは不安感をなくしてほしいといいますか、つまり癌になるとかあるいは家族が脳

卒中になる、認知症になると、それに対するセーフティネットとか医療とか介護とかが不十分で家の中がくしゃくしゃになるというのは目に見えているわけなんですよ。そうするとちょっとうちのお父さんボケが出てきたんじゃないかと思って我々のところに来ると。結果としてそれが医療費の増加というか増えておるかもしれませんけども、安心して老られる社会を作れるようなシステムを作ってもらえないかと。そうすれば医療費も削減できるかもしれない。本当の病気の問題はまだいいんですけど、そうでなくて不安で心配でかかるといふ方が、マスコミとかテレビとかで不安を煽り立てるような番組も結構あるという、ああいうものもどうかと思うんだけども。

●事務局

そうですね、おっしゃる通りテレビとかで結構詳しくやって、自分もこういう症状あるなと医者へ行ってしまうこと結構ありますよね。

●委員

実際にですね、昨日テレビを見ていたら、くも膜下出血とか私の症状とぴったしだと。頭の痛い人がみんなMRIとかCTとかやってたらどうなるのかと。医療費パンクするんですよ。そういったことももうちょっと、まあ病気になると家の中がくしゃくしゃになると老後の計画で、もうみんななってしまうということはその通りなものですから、まあどうしたらいいのか難しいところですが。まあ、不安を煽り立てるような番組はやめてほしいなと。

●事務局

まあ市でも健康推進課の方でそういった病気についての講座とか実施しているように聞いておりますので、そういったことに参加いただくことで先生がおっしゃられたそういった不安を解消できるのかなとそのように感じております。確かにテレビで盛んにやっておりますのでね。心配になりますよね。

●委員

実際にテレビを見て私にぴったり当てはまるから大きな病院を紹介してくれとかCT撮ってくれとかMRIやれるところに紹介してくれとかいふ方が実際いらっしゃるものですから。異常がなかったらその分医療費の無駄にとい

うか、なるわけで。まあ何ともならんですかね言論の自由とか言われますので。

●事務局

一度持ち帰って考えてみます。

●委員

そりゃあ確かに頭が痛いという中にはくも膜下出血とか脳梗塞とかの例はあるわけですが、しかし皆が皆そういう頭が痛いからと、私でも家に帰って頭が痛くなることもあります、難しい問題です。やはり根底には不安感があるんじゃないかなと、将来の病気に対する不安というのが、それがしかも強くなっているというのが。それをどうやってなくすというのが難しいなと思っております。

●河野会長

今、先生のおっしゃるのをお聞きして、私個人的なんです、年齢的にちょっと例えば頭が痛いとか眩暈がするとか、早めに今の医療費のことで、ひどくならないうちに早めに、何ともなければそれで安心、もし悪ければという。診ていただく方としては気持ち早目に受診するとその医療費の方も…。

●委員

でも受診することによって医療費もかかるわけですよ。私のところにはCTとかMRIはないですけど話を聞いて症状を聞いて、つまり脳腫瘍とか頭が痛くなるわけですが、痛みもだんだん強くなっていくとかあるいは一時的なものとかそういったことで考えて診察しましてこれは大変なものが隠れていることはなさそうだから様子を見ましょうとかそれで納得してもらえる方がいいですし、あるいは大変なものが隠れているかもしれないと判断すればもちろん紹介状を書かせていただくと、そういったこともあるわけですが、僕らのところで済めば初診料と診察料だけでそうたいしてすまんですけど大きな病院でCTとかMRIとか撮りますと何万円となるわけでその医療資源に限りがあるわけで皆が皆頭が痛いというだけでそういった検査をするわけにはいかないという面もありまして、その辺のことも…だからやっぱり不安とかそういったことも大きいのではないかと、病気になったら大変だということが。まあ病

気になっても大丈夫だよということを行政の方から大船に乗った気でいなさいというふうにやってほしいということが…。

●事務局

知恵を絞ってみます。

●河野会長

ありがとうございました。皆様より忌憚のないご意見、ご指摘ありがとうございました。感想としましては委員になって初めて国保の事に触れたことで仕組みがとても難しいものだなということがつくづくわかりました。

●委員

ところで令和2年度の税率についてですが、事業費納付金が昨年度の仮係数時と比較してかなり減額となっていると思いますがそれでもやはり税率改正、引き上げなければいけないのか、そのあたりをご説明をお願いします。

●事務局

現在行っている国保税の税率改正ですけど、先ほど少し触れました30年度以前の話になるんですが、清須市の税率は非常に低くございました。標準税率は30年度から毎年県から示されておりますが、これは事業費納付金を支払う国保税を十分に確保するためのものであります。もう一つの理由としては、将来的に国が統一税率にした場合の差分を縮めておくというのも一つ理由としてあります。今回の税率改正を行うにあたって、標準保険税率が低かったため、私どもも今年は税率改正を行わなくてもいいのかなと考えましたが、これは来年度につけが回る形になりますので、少しでも税率を標準保険税率に近づけて、将来に向けて計画通りいくのが妥当なのかなという考えを持ってこの税率を設定させていただきました。ですので、今ご指摘のあった通り事業費納付金自体は非常に少なくなっておりますが、これにはからくりがあって、被保険者は非常に減っております。なので、全体の医療費総額というのは減っているんですね。ですが、実際一人当たりになりますとこれは上がっております、昨年より事業費納付金は下がっておりますが、税率は比例しているものではないというふうにお考えいただけるとわかりやすいかと思います。

●河野会長

他にご質問ございませんでしょうか。

今までの意見を答申書に付帯意見として付記したいと考えます。いかがでしょうか。

【異議なし】

それではこの税率改定案のとおり決定することにご異議は、ございませんか。

【異議なし】

●河野会長

では、事務局には、これまでの意見を次回までにまとめていただき、委員の皆様には次回の答申を行う前にもう一度税率と付帯意見の確認等をいただきたいと考えます。よろしく願いいたします。

次に、議題（２）「その他について」、事務局から説明がありましたらお願いいたします。

【 保険年金課長 趣旨及び内容説明 】

●河野会長

それでは、本件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

●河野会長

それでは、全体を通じてでも結構ですが、何かご質問やご意見等ございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。皆様方のご協力によりまして、会議を円滑に進めることができましたことを厚くお礼申し上げます。

最後に、事務局から連絡事項等がありますか。

●事務局

本日は長時間に渡り、誠にありがとうございました。事務局より２点ござい

ます。

1点目は、議事録についてですが、後日、会議冒頭で会長が指名いたしましたお二人の委員にご署名をいただくこととしておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

2点目は、次回は1月30日（木）14時30分に開催を予定しておりますので、ご出席の方、よろしくお願い致します。

これをもちまして、令和元年度第3回清須市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

本日は、ご多忙の中ありがとうございました。

(午後3時57分 閉会)

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 会 議 の 結 果 | 会議の経過に示したとおり |
| 問 合 せ 先 | 市民環境部 保険年金課 052-400-2911 |

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。

令和2年3月30日

会 長 河 野 と も え

委 員 飯 田 孝

委 員 宮 田 壮 一